

「粟生線サポーターズくらぶ」からのお知らせ

「栗生線サポーターズくらぶ会則の変更」および「くらぶ運営 委員の選出」に関する審議結果について

粟生線サポーターズくらぶでは、2月に今年度の「粟生線サポーターズくらぶの集い」の開催を見送ることとし、神戸電鉄粟生線活性化協議会 HP および会員の皆様へのダイレクトメールでお知らせいたしておりました。

上記の開催見送りに伴い、「栗生線サポーターズくらぶの集い」にてご審議いただく予定としておりました2件の審議事項につきまして、書面による審議とさせていただき3月10日(水)まで皆様からのご意見等を受け付けておりましたが、反対のご意見等は全くございませんでしたので、2件の審議事項につきましては皆様からの承認をいただいたものといたします。

【ご参考:審議内容】

1号議案 「粟生線サポーターズくらぶ会則の変更」について

(1)変更する理由

現在の会則では、くらぶ役員のうち「副会長」「運営委員」「監事」はくらぶの集いにより選出することとなっておりますが、今般のような社会情勢となった場合には、必要なタイミングでくらぶの集いを開催できないケースが出てきてしまいます。

中でも「副会長」「監事」については、くらぶの活動内容等を決定していくためにも不在 期間があることは望ましくない役職となりますので、これらの役員を「会長が任命する」 ことに変更いたします。

(2)変更する内容

現行	変更後(下線部が変更箇所)
(役員の選出方法及び任期)	(役員の選出方法及び任期)
第 12 条 会長は、神戸電鉄粟生線活性化協議会(以	第 12 条 会長は、神戸電鉄粟生線活性化協議会(以
下、協議会という)が任命する。	下、協議会という)が任命する。
2 その他の役員は、第 14 条に定めるクラブの	2 副会長、監事は会長が任命する。
集いにおいて選出する。	3 <u>運営委員</u> は、第 14 条に定めるクラブの集い

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を 妨げない。

において選出する。

4 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を 妨げない。

2号議案 「くらぶ運営委員の選出」について

会員の皆様から募集していました、粟生線サポーターズくらぶの 2021 年度運営委員候補を お知らせします。

本お知らせにおいて、運営委員候補をご紹介させていただいた後、皆さまからのご意見等を募り、 会員の過半数を超える反対意見がない場合は運営委員にご就任いただく予定です。

委員候補のご紹介



1. 再任

大**崎 謙介** さん 84歳 神戸市長田区在住

- ■ボランティア活動等の経歴
- ・学校厚生会世話担当として、六甲山歩き活動や 兵庫区ボランティアガイドとして活動
- ・2016年2月から運営委員として活動

■自己紹介

モットーは「心と体の健康」「変化なくして進歩なし」

2月で84歳になった老爺ですが、いつまでも「面白い」ことに挑戦したいと思っています。 フリーハイクのブラ歩をこれからもどんどんやっていきたいと思います。

たがや **高靖** さん 56 歳 三田市在住

■ボランティア活動等の経歴

- ・三田市小・中学校支援ボランティアのほか、地域 祭事のお手伝いや地元自治会で広報活動を実施
- ・2017年2月から運営委員として活動

■自己紹介

運営委員就任後カメラ版ブラ歩きを開催、最近では会員様と共同で、鉄道模型運転会を開催し、 栗生線の利用機会の創出に努めております。 栗生線の活性化とは、利用者が増える事と考えております。これからも利用機会の創出と、栗生線の告知活動など行ってゆく考えです。

しまだ 時夫 さん **島田 晴夫** さん 87歳 三木市在住

■ボランティア活動等の経歴

- ・平和学習において、小・中学校訪問教育、兵庫県 知事賞・三木市長賞・兵庫県連合自治会会長賞な どを受賞
- ・2016年2月から運営委員として活動

■自己紹介

栗生線沿線の活性化のためには、まず、街づくりが大切であると考えています。そのために、地域活性化につながる活動を積極的に行っていきたいと思います。

また、新興都市の世代交替をスムーズに行って いく必要があると考えています。

藤原 廣三 さん74歳 神戸市垂水区在住

- ■ボランティア活動等の経歴
- ・2015年7月から「神鉄沿線ぶらり旅」という名称の団体乗車活動(10~15名程度で栗生線を利用して散歩や食事を楽しむというもので、過去6年間で31回の実績)を実施
- ・2019年4月から運営委員として活動

■自己紹介

鉄道活性化は、定期旅客以外の方々にたくさん乗っていただく事が大切だと思っています。そのために、神鉄を利用しながら三木・小野や時には北条鉄道などへ足を延ばして観光地巡りや食事会などを行いたいと思っています。

また、他の運営委員の皆さんのイベントと連携したイベントも開催できればと思います。

もりかわ すばる **森川 寿巴留** さん

27歳 京都市在住

- ■ボランティア活動等の経歴
- ・地元少年補導委員で夜間パトロールを実施するかたわら、餅つき大会、ふれあいコンサート、夏祭り等の運営に携わる
- ・地元中学校の図書館運営ボランティアにも携わる

■自己紹介

神鉄と私が出会ってから今年で約20年になります。今年のテーマとして、「神鉄らしさ」=「神戸電鉄でしか味わえないこと」「私たちの生活に欠かせない存在である」など神戸電鉄らしいことをアピールしていきたいと思っております。また、他の運営委員の皆様と連携したイベント等も開催できればと思っています。

##<6 **対のである 米倉 裕一郎** さん 55 歳 神戸市兵庫区在住

- ■ボランティア活動等の経歴
- ・「神鉄沿線あの日・あのころ」ポスター制作(ミュージアムトレイン内掲出)、小野市立考古館・栗生線開通 60 周年企画での資料・写真提供、小野市コミュニティーセンターボランティア講師 他
- ・2016年2月から運営委員として活動

■自己紹介

神鉄沿線の撮影をライフワークとしながら、自らが運営するHPやフェイスブックで沿線情報を発信しています。

「できる事から一歩ずつ」をモットーに、サポーターの皆さまとともに歩みながら、栗生線と地域の将来に資する活動を目指したいと思います。

2. 新任



が **植田 吉則** さん 66 歳 三木市在住

- ■ボランティア活動等の経歴
- ・地元自治会で、青少年補導や自主防災活動、三木 秋祭り屋台運行に携わる
- ・NPO 法人三木自然愛好研究会員として、希少動植物の保全活動や親子自然体験教室の企画運営、「増田ふるさと公園」の管理に携わる

■自己紹介

ふるさと三木の原風景の一つであった神鉄栗生 線旧三木駅舎を平成30年3月に失い、心のどこ かにぽっかりと空洞ができてしまったことに気 づきました。

令和3年5月から新三木駅舎建設が始まります。 まちの活性化と共に、子や孫の世代に、「ふるさ との原風景」としての新三木駅舎、神鉄栗生線を 残したいという願いを持っています。

===お問い合わせは===

【事務取扱】㈱神鉄ビジネスサポート 🗗 078-576-8804

粟生線サポーターズくらぶ会則

(名 称)

第1条 本会は、「栗生線サポーターズくらぶ(以下「クラブ」という。)と称する。

(事務局)

第2条 クラブは、神戸電鉄株式会社を事務局とする。

(目的)

第3条 クラブは、神戸電鉄栗生線に関心のあるものが、栗生線を利用すると共に栗生線の利用促進や 地域の活性化に繋がる活動を企画・実行し、また、地域の主体的な活動と連携し、また、その活動を 支援することで、地域の公共交通である栗生線を維持し、沿線地域の活性化を図ることを目的とする。

(活動

- 第4条 クラブは、前条の目的を達成するために、次の活動(以下「会員の主体的な活動」という)を 行う。
 - (1) 会員の募集
 - (2) 粟生線の利用促進に繋がる情報発信・活動の支援
 - (3) 粟生線の利用促進に繋がる新たな活動の企画・提案
 - (4) 粟生線の利用促進イベントの開催及び沿線地域活動との連携・支援活動
 - (5) その他クラブの目的を達成するために必要な活動

(会 員)

- 第5条 クラブの会員は、第3条に定める目的に賛同する者(以下「正会員」という) およびその家族 (以下「家族会員」という)、また、特別会員で組織する。
 - 2 家族会員は、正会員1名につき大人2名、小人2名までとする。
 - 3 正会員および家族会員は、毎年更新手続きを行うものとし、更新手続きを行わない場合は会員の 資格を喪失する。

(粟生線活性化協力金)

- 第6条 会員は、粟生線活性化協力金(以下「協力金」という)を納入する。
 - 2 協力金は、正会員 2,000 円、家族会員大人 1,200 円、小人 600 円とする。 但し、正会員 20 名以上が一括申し込みをした場合の正会員の協力金は 1,800 円とする。
 - 3 特別会員の協力金は、1 口 1,000 円とする。
 - 4 協力金はいかなる場合も払い戻しを行わない。

(特別会員の協力金)

第7条 特別会員の協力金は、神戸電鉄栗生線利用促進に資する栗生線の駅及び駅周辺施設等の整備・ 改修に要する費用として別途定めた上で使用する。

(交付)

- 第8条 正会員および家族会員には、次の各号を交付する。
 - (1) 会員証
 - (2)神戸電鉄および神戸高速1日フリーパス(1枚)
 - (3) 会報

(退会、除名)

- 第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。
 - 2 会長は、会則に違反し、またはクラブの名誉を傷つけるなど、クラブの目的にふさわしくない会員を除名することができる。

(会員個人情報の取り扱い)

第10条 会員の住所、氏名等の個人情報は、会員証や第8条に定める交付物の発送、また、クラブに関

する連絡等に限り使用できるものとする。

(役員)

- 第11条 クラブに次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 運営委員 若干名
 - (4) 監事 1名

(役員の選出方法及び任期)

- 第12条 会長は、神戸電鉄栗生線活性化協議会(以下、協議会という)が任命する。
 - 2 副会長、監事は会長が任命する。
 - 3 運営委員は、第14条に定めるクラブの集いにおいて選出する。
 - 4 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

- 第13条 会長は、クラブを代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 3 運営委員は、会長が必要と認めた事項を担当する。
 - 4 監事は、クラブの会計を監査し、その結果を役員会において報告する。

(クラブの集い)

- 第14条 会長は、年に3回以上クラブの集いを招集する。
 - 2 クラブの集いは、会員のすべてが自由に参加することができ、会員の主体的な活動を活性化させるために必要な事項について協議するほか、役員会において決定された次の事項を審議する。
 - (1)会則の制定、改廃
 - (2) 役員に関する事項
 - (3) 予算・決算に関する事項
 - (4) その他必要と認める事項

(資産及び会計)

- 第15条 クラブの運営に要する経費は、協力金(特別会員の協力金を除く)をもって充てる。
 - 2 クラブの会計年度は、第3期までについては、毎年9月1日から翌年8月31日までを原則とし、 第4期以降については、毎年4月1日から翌年3月31日までを原則とする。但し、第3期から第4期 以降への移行措置として、第3期の期末日を翌年8月31日から翌々年3月31日に変更する。

(財務に関する事項)

第16条 クラブの現金出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(クラブが解散した場合の措置)

第17条 クラブが解散した場合には、クラブの収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が これを決算する。

(補 則)

第18条 この規約に定めるもののほか、クラブの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年7月2日から施行する。
- 1 この規約は、平成25年7月5日から施行する。
- 1 この規約は、平成26年7月23日から施行する。
- 1 この規約は、平成27年9月13日から施行する。
- 1 この規約は、令和3年3月16日から施行する。